

災害時における義援金の 受付・配分マニュアル

石川県 健康福祉部

平成25年3月

(令和8年4月改正)

目 次

1	義援金の受付・配分の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
---	------------------------------	---

2	義援金の受付・配分の事務分担・・・・・・・・・・	2
---	--------------------------	---

【受付編】

3	義援金受付の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	3
---	--------------------------	---

4	義援金受付口座の開設等・・・・・・・・・・	3
---	-----------------------	---

(1) 口座の開設

(2) 振込手数料無料扱いの依頼

(3) 現金書留送料無料扱いの申請

(4) 税務署等への確認

5	窓口における対応・・・・・・・・・・	3
---	--------------------	---

(1) 現金受付場所

(2) 募金箱設置場所

(3) 出先機関等への依頼

(4) 現金受付への対応

(5) 地方公共団体からの災害見舞金

6	義援金受付の広報・・・・・・・・・・	6
---	--------------------	---

7	義援金受付口座へ振り込まれた義援金・・・・・・・・	6
---	---------------------------	---

(1) 歳入歳出外現金での保管

(2) 領収証明書の発行

8	集計・公表・・・・・・・・・・	6
---	-----------------	---

(1) 集計

(2) 公表

9	義援金配分委員会口座への払出し・・・・・・・・	6
---	-------------------------	---

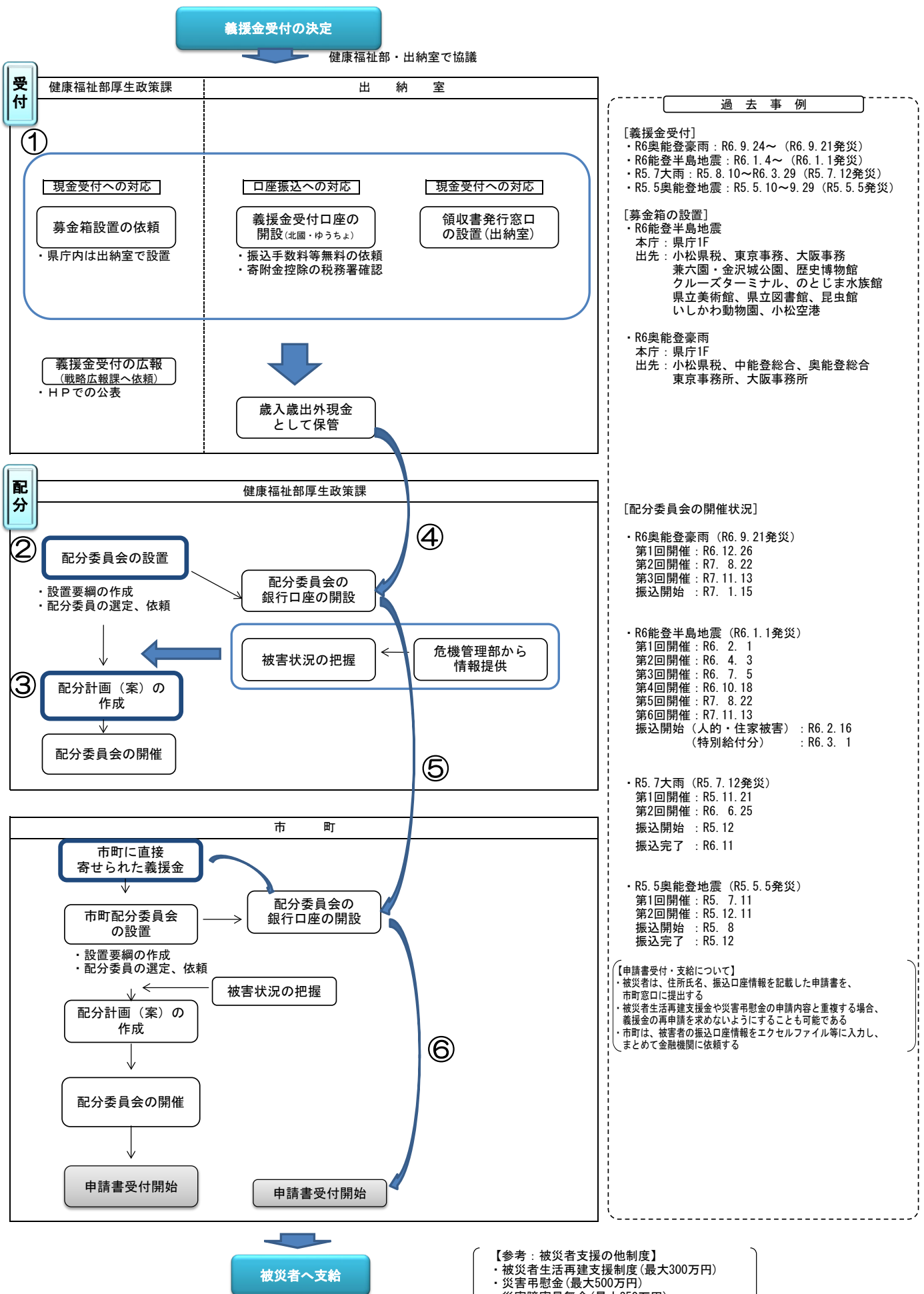
【配分編】

- 10 義援金配分委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - (1) 配分委員会の立ち上げ
 - (2) 配分委員会設置の事務
 - (3) 配分委員会口座の開設
 - (4) 配分委員会委員の報償費及び費用弁償の取扱い

- 11 義援金配分計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - (1) 配分計画案の検討
 - (2) 配分委員会の開催
 - (3) 配分計画の公表

- 12 義援金の配分・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - (1) 義援金の集約
 - (2) 市町への配分
 - (3) 配分結果の公表

1 義援金の受付・配分の流れ



2 義援金の受付・配分の事務分担

所 属	事 務 内 容
健康福祉部 厚生政策課	・ 関係部局及び関係団体との連絡調整 ・ 義援金受付開始の広報（戦略広報課へ依頼） ・ 受付状況（日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会含む）の資料提供 ・ 義援金配分計画案の作成 ・ 義援金配分委員会の開催 ・ 義援金配分の広報及び HP 掲載（戦略広報課にも依頼） ・ 義援金配分の出納 ・ 義援金配分に係る事務費等の予算措置
出 納 室	・ 義援金の振込に係る銀行口座の開設等の手続きに関する事務 ・ 義援金受付の広報（HP 掲載） ・ 義援金の受付及び出納 ・ 義援金受付状況（出納室分のみ）の集計及び HP 掲載
危機管理部	・ 地方公共団体からの災害見舞金の受付

【受付編】

3 義援金受付の決定（健康福祉部厚生政策課）

大規模災害の被災者を支援するため、義援金の募集・受付体制案を作成し、知事に諮り決定する。

なお、事前に日本赤十字社石川県支部及び石川県共同募金会の義援金受付の方針を確認し、募集期間等、可能な限り足並みをそろえる。また、被災市町での義援金受付の有無について確認するとともに、県の受付について情報提供を行う。

4 義援金受付口座の開設等（出納室）

(1) 口座の開設

速やかに北國銀行、ゆうちょ銀行に義援金受付口座を開設する。

口 座 名	〇〇災害義援金
預金種別	普通預金（決済用預金）

(2) 振込手数料無料扱いの依頼

金融機関に対し、義援金受付期間中の振込手数料無料扱いの依頼をする。

※受付期間を延長する場合も金融機関に対し手続きを依頼する。（県の正式な公表の前に金融機関へ延長が決定した旨を事前に連絡する。）

(3) 現金書留送料無料扱いの申請

災害救助法が適用される災害の場合、申請により現金書留の送料が無料となる。災害救助法適用が明らかになった後、速やかに申請し、更新が必要な場合はその都度申請を行う。

(4) 税務署等への確認

所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄附金控除、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく損金、地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄附金税額控除の対象となりうるか確認する。

5 窓口における対応（健康福祉部厚生政策課・出納室・出先機関）

(1) 現金受付場所

地区	受 付 場 所	所 在 地
金沢	出納室	金沢市鞍月1丁目1番地
加賀	小松県税事務所	小松市園町ハ108番地の1
能登	中能登総合事務所	七尾市小島町二部33
	奥能登総合事務所	輪島市三井町洲衛10部11番1
県外	東京事務所	東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館14階
	大阪事務所	大阪市北区梅田1丁目1番3 大阪駅前第3ビル23階

(2) 募金箱設置場所

地区	設 置 場 所	所 在 地
金沢	県庁総合案内 (1 階 エントランスホール)	金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
加賀	小松県税事務所 (1 階 納税課窓口)	小松市園町ハ 108 番地の 1
能登	中能登総合事務所 (1 階 玄関)	七尾市小島町二部 33
	奥能登総合事務所 (1 階 総合受付、 4 階 事務所受付)	輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1
県外	東京事務所	東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 14 階
	大阪事務所	大阪市北区梅田 1 丁目 1 番 3 大阪駅前第 3 ビル 23 階

※回収、集計の作業があるため、原則、現金受付窓口のある建物に設置
(必要に応じて設置場所の拡大を検討)

上記施設に加え、下記施設にも募金箱を設置することが望ましい。

○その他募金箱設置場所の候補

【金沢地区】

No	設 置 場 所	所 在 地
1	県立美術館 (1 階 総合案内)	金沢市出羽町 2-1
2	県立歴史博物館 (受付)	金沢市出羽町 3-1
3	兼六園 (桂坂料金所)	金沢市兼六町 1
4	金沢城公園 (二の丸案内所)	金沢市丸の内 1-1
5	県立図書館 (2 階 総合カウンター)	金沢市小立野 2-43-1

【能登地区】

No	設 置 場 所	所 在 地
6	のとじま水族館 (券売窓口)	七尾市能登島曲町 15 部 40

【加賀地区】

No	設 置 場 所	所 在 地
7	いしかわ動物園(券売窓口)	能美市徳山町 600 番地
8	ふれあい昆虫館(1 階 券売窓口)	白山市八幡町戊 3 番地
9	石川農林総合事務所	白山市馬場 2 丁目 113 番地

(3) 出先機関等への依頼

健康福祉部厚生政策課から、電話等により義援金の受付窓口・募金箱の設置を依頼する。
募金箱は①健康福祉部厚生政策課で用意する募金箱、又は②日本赤十字社石川県支部で用意する募金箱を設置。

- ①の募金箱→県の出納員がいる施設のみ設置可能
- ②の募金箱→県の出納員がいる施設もない施設も設置可能

【参考】



サイズ
幅 12cm
奥行 9.5cm
高さ 18cm
(背面に鍵有)



サイズ
幅 25cm
奥行 25cm
高さ 18cm
(背面に鍵有)

(健康福祉部厚生政策課で保管)

(4) 現金受付への対応

① 出納室による現金受付

- ・義援金受付簿に記入するとともに、現金領収証書を発行する（現金書留の場合は、差出人へ郵送する）
- ・現金出納簿（財務規則第 5 8 号様式）に記入する
- ・義援金は、出納室金庫に保管する。
- ・歳入歳出外現金等受入票（財務規則第 6 0 号の 2 様式）を財務会計システムにより作成し、公金払込書（財務規則第 5 7 号様式）により北國銀行へ払い込む

② 出先機関による現金受付（募金箱による受付分を含む）

- ・災害の規模や状況に応じて対応を決定する。

(5) 地方公共団体からの災害見舞金（危機管理政策課）

災害見舞金を義援金として受け付ける場合、義援金受付口座へ振り込んでいただく。

※義援金受付口座が設定されていない場合は、納入通知書を発し、納めていただく。

6 義援金受付の広報（健康福祉部厚生政策課・出納室）

日本赤十字社石川県支部及び石川県共同募金会と連絡を取り、広報を実施。

銀行口座の開設時期が揃わない場合は、開設済みの口座を第一報として公表し、口座の開設に伴い順次公表する。

※正式な公表の前に、金融機関・市町・被災他県に事前に連絡をする。

健康福祉部厚生政策課	報道機関資料提供、県の広報媒体（新聞、テレビ、ラジオ、SNS等）を活用
出納室	ホームページ掲載

7 義援金受付口座へ振り込まれた義援金（出納室）

(1) 歳入歳出外現金での保管

義援金は、被災者に対する見舞金として保管するため、毎日、義援金受付口座から払出し、歳入歳出外現金に振り替える。

(2) 領収証明書の発行

寄附金控除を受けるためには、銀行からの振込金受取書（受領書）及び郵便振替受領書で寄附金控除を受けるための領収書にかえて税務申告をすることが可能であるが、希望者には領収証明書を発行する。

発行後は、義援金領収証明書発行リストとしてまとめておく。

8 集計・公表（健康福祉部厚生政策課・出納室）

(1) 集計

通帳を記帳し、現金領収、義援金専用口座毎の義援金受入・払出集計表を作成する。

(2) 公表

- ① 義援金の集計額をホームページ及び報道機関資料提供で公表する。（県以外の日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会の集計額は参考）

頻度は災害の規模や状況等に応じて決定する。過去の例では、災害発生当初は毎日公表し、その後は2週間に1回、1か月に1回と頻度を減らしていく。

- ② 義援金を寄附した法人、団体、個人の希望があった場合、名前、住所及び金額をホームページへ掲載する。

9 義援金配分委員会口座への払出し（出納室）

義援金配分委員会からの依頼により、歳入歳出外現金から配分委員会の口座へ払出す。

【配分編】

10 義援金配分委員会の設置（健康福祉部厚生政策課）

(1) 配分委員会の立ち上げ

県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会等の義援金受付団体に寄附された義援金について、配分計画を審議・決定し、配分の実施のため「義援金配分委員会」を組織する。

配分委員会は県で設置するものとする。（日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会等との連携を図る。）

(2) 配分委員会設置の事務

配分委員会設置要綱を制定するとともに、委員就任予定者に対し就任を依頼する。なお、団体の推薦者を委員に充てる場合は、団体に対し、委員の推薦と本人の承諾を併せて依頼する。

配分委員会事務局は健康福祉部厚生政策課に設置し、厚生政策課長を事務局長とする。

(3) 配分委員会口座の開設

各受付団体に寄附された義援金を集約するため、配分委員会の金融機関口座を開設する。

口 座 名	〇〇災害義援金配分委員会	事務局長	〇〇〇〇
預金種別	普通預金（決済用預金）		

なお、配分委員会口座で管理する義援金は、預金通帳を鍵のかかる引き出し等で保管するなど適切かつ確実な管理を行う。

(4) 配分委員会委員の報償費及び費用弁償の取扱い

県一般会計より報償費及び費用弁償を支出する（義援金受付団体代表、被災市町代表は除く）。

11 義援金配分計画の策定（健康福祉部厚生政策課）

(1) 配分計画案の検討

事務局において、被災者、被災地の状況、被災市町、配分委員会委員の意見や受付見込み額、被災認定の進捗状況等を踏まえ、配分計画案を検討する。

被災地では、被災者自身の細かなニーズを満たすために少額ながらも現金が必要になることがあるため、市町と連携の上、できる限り迅速な配分となるよう留意すること。

(2) 配分委員会の開催

配分計画案作成後、速やかに、配分委員会を開催し、配分計画について審議・決定する。

開催については、報道機関に資料提供を行い、審議を公開する。

(3) 配分計画の公表

配分委員会での配分計画決定後、配分計画を報道機関に資料提供するとともに、県ホームページに掲載する。

12 義援金の配分（健康福祉部厚生政策課）

(1) 義援金の集約

各義援金受付団体に対し、配分委員会口座への入金を依頼し、入金確認後は領収証明書を発行する。

(2) 市町への配分

① 市町への説明

被災者への配分は原則市町を通じて行うこととし、配分対象市町に説明会等により配分計画、事務手続きを説明する。

なお、市町からの質疑事項及び回答内容については、取り扱いを統一するため、配分対象市町全てに文書等で周知する。

【過去の説明会開催状況】

- ・平成19年能登半島地震災害：第1回配分 配分委員会 H19.4.24 説明会 H19.4.20
第2回配分 配分委員会 H19.8.31 説明会 H19.9.5

※第1回配分時は、配分の経験がないことから、県側の考え方で支障がないか等を市町に確認するため、配分委員会の前に開催

- ・平成20年金沢豪雨災害においては、説明会開催なし
(金沢市が大部分を占めていたため)

- ・令和4年8月大雨災害：説明会は開催せず、文書で配分事務の依頼と説明を実施
- ・令和5年奥能登地震：説明会は開催せず、文書で配分事務の依頼と説明を実施
- ・令和5年7月大雨災害：説明会は開催せず、文書で配分事務の依頼と説明を実施
- ・令和6年能登半島地震：説明会は開催せず、文書で配分事務の依頼と説明を実施
- ・令和6年奥能登豪雨災害：説明会は開催せず、文書で配分事務の依頼と説明を実施

② 口座への振り込み

市町から概算払請求書を受け、指定口座に配分額を振り込む。

【参考】市町からの被災者への配分

① 申請の受付

市町は被災者に対して、義援金の配分に係る周知を行う。

被災者は、住所氏名、振込口座情報等を記載した申請書を、罹災証明書を添えて市町窓口に提出する。

被災者生活再建支援金や災害弔慰金の申請内容と重複する場合、義援金の再申請を求めないようにすることも可能である

② 配分方法

申請書に記載された口座に振込を行うことになるが、大規模災害においては、被災者の通帳・印鑑等が逸失し、被災者が義援金を迅速に受け取ることができない可能性がある。

その対応として、過去には、阪神大震災（平成7年）で被害のあった神戸市で「引換証交

付方式」(被災者が区役所窓口で発行された引換証を銀行に持参し、現金により義援金の配分を受ける)により配分が行われた事例があるほか、平成 16 年台風 23 号で被害のあった豊岡市で、現金により配分が行われた事例がある。

また、複数回にわたり義援金を配分する場合、2 回目以降の被災者への配分は再度の申請を不要とし、1 回目の配分と同じ口座に追加で振り込むことも可能である。

(3) 配分結果の公表

市町が配分を完了した後は、県は市町から配分結果の報告を受けることとし、全ての市町で配分が完了するなど、配分委員会の配分が完了した際は、配分結果を県ホームページに掲載し、公表する。